## 亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(令和3年度)

(建設部都市整備課)

## ■計画の基本情報

■計画の基本情報						
計画期間	H 31 ~ R 9 年度					
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものであり、市町村の建設に関する基本構想(亀山市総合計画)に即したものである必要があり、総合計画基本構想に掲げる都市空間形成方針を具現化するものである。					
目的·概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としており、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担う。					
	将来の都市のイメージ					
	都市づくりの目標 将来の都市構造					
計画の骨格	1					
	都市づくりの戦略方針(重点項目)					
	エリアを対象にし					
	関宿周辺まちづくり   関宿周辺まちづくり   井田川地域の住宅団地再生					
	適切な土地利用の誘導(土地利用制度の検討・運用)					

## ■成果指標

成果指標名 単位			現状値	実績値 (R3)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

## ■計画の実績等

■計画の実績等				
取組実績	「都市施設整備の方針(交通施設整備の方針)」については、都市計画道路 和田江ケ室線の都市計画決定を実施し、都市計画道路 木崎新所線の見直しあたっては、住民等の意見を反映させるため、住民説明会開催、パブリックコメント実施、関係機関(県)との協議、都市計画審議会での報告を行った。「都市整備の方針(用途地域の見直し方針)」については、関ヶ丘地区での用途地域指定を進めるため、住民説明会やアンケート調査等を実施した。また、「都市づくりの戦略方針(エリアを対象にした都市づくり)」については、エリアプラン策定を進めるため、井田川地区、関地区において、地域懇談会、住民アンケート調査等を実施した。			
成果	都市計画道路 和田江ケ室線の都市計画決定(R3.4.28)を行った。また、都市計画道路 木崎新所線の見直しについては、コロナ禍による都市計画審議会の延期等により、年度内での都市計画決定までは至らなかったが、概ねの手続きを年度内に進めることができた。 用途地域の指定については、住民説明会等による地域の合意形成が進み、地域住民の指定方針が定まった。 エリアプラン策定については、地域懇談会による住民意識の向上が図れ、アンケート調査等の基礎調査を進めることができた。			
総合計画 推進への 寄与度	1.快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ①計画的な都市づくりの推進 計画的な都市づくりを推進するため、都市計画道路の見直しを行うとともに、都市 機能や居住の適切な誘導を行うための「適切な土地利用の誘導」に寄与できた。			

反省点·課題

都市マスタープランに掲げた土地利用制度、エリアプラン策定を進めるにあたっては、地域住民の理解を十分得ていく必要があり、地域課題等に対応した制度、計画としていく必要がある。また、他課で実施している関連事業との連携を図り、調整のうえ事業推進を図る。

誘導区域の魅力向上による集約化を図れる制度、計画を策定し、これにより「都市の価値と魅力(都市力)の向上」につなげていく。